

## フランスにおける電子書籍に対する価格維持法

弁護士 井奈波 朋子

フランスでは、紙媒体の書籍の価格は、書籍の価格に関する 1981 年 8 月 10 日法 81-766 号 (Loi n° 81-766 du 10 août 1981 relative au prix du livre<sup>1</sup> 通称ラング法) によって規律されていたが、これに加えて、今般、電子書籍の価格に関する 2011 年 5 月 26 日法 2011-590 号 (Loi n° 2011-590 du 26 mai 2011 relative au prix du livre numérique<sup>2</sup>) が成立した (以下、前者の 1981 年法を「書籍価格法」といい、後者の 2011 年法を「電子書籍価格法」という)。

## 1 電子書籍価格法の概略

電子書籍価格法は、10 条で構成される。同法は、一人または数人の著作者によって創作された精神の著作物であって、電子形式で商品化されると同時に印刷形式で出版される電子書籍、または電子出版固有の付属的要素を除き、その内容および構成が印刷されうる電子書籍に適用される (1 条 1 項)。したがって、ここでいう電子書籍は、紙媒体の書籍となりうるものだけを対象とし、紙媒体の書籍になりうる可能性がないものは除外される。電子出版固有の付属的要素とは、検索機能やフォントなどを意味する。

フランスに所在し、フランスにおける商業的頒布を目的として電子書籍を発行する者は、電子書籍の小売価格を決定する責任を負う (2 条 1 項)。逆に、フランスに所在しない発行者やフランスに所在していても、フランスにおける商業的頒布を目的としない発行者は電子書籍の小売価格を決定する責任を負わない。なお、コンテンツ、アクセス方法、使用方法により、価格が異なってもよい (2 条 2 項)。2 条 1 項は、電子書籍が他の性質のコンテンツに結びついて一体として提供され、集団的使用に向けられ、教育研究を目的として、使用許諾の形式で提供されるものについては、適用されない (2 条 3 項)。

フランスに所在する購入者に対し電子書籍の提供を申し込む者は、発行者が決定した小売価格を遵守する義務が課せられる (3 条)。したがって、フランス国外の小売業者であっても、フランス国内において発行された電子書籍をフランスに所在する購入者に対して提供する場合には、フランス国内の出版者が定めた定価を遵守しなければならない。

電子書籍の割引販売は、原則として、出版者によって、同時にかつ第 3 条に定める者全体に同じ条件で申し入れられる販売にのみ認められる (4 条)。したがって、割引に際しても、出版者が主導権を握ることになる。

---

1

[http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?jsessionid=7CD9DEB4FB6A69BCBF10B9C31FE55BBF.tpdjo07v\\_3?cidTexte=JORFTEXT000000517179&dateTexte=20111027](http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?jsessionid=7CD9DEB4FB6A69BCBF10B9C31FE55BBF.tpdjo07v_3?cidTexte=JORFTEXT000000517179&dateTexte=20111027)

2

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000024079563&dateTexte&categorieLien=id>

なお、この法律の執行が市場にどのような影響を与えるか等について、経過観察が行われることも定められている（8条）。

電子書籍価格法に関しては、競争法上の問題および EU 法との適合性の問題が指摘されている<sup>3</sup>。書籍価格法については、後述のように、競争法上の問題はないと判断されているが、電子書籍価格法に関しても、書籍価格法と同様に解することができるかが問題となる。

## 2 再販売価格維持行為に対する規制

### (1) 価格決定の自由

1945年6月30日オルドナンス第45-1483号（Ordonnance n° 45-1483 du 30 juin 1945 relative aux prix 以下「価格令」という）<sup>4</sup>は、物価統制を目的とし、すべての製品および役務の価格の決定権を政府に与え（1条）、政府が生産段階および流通段階における価格を決定することができ（2条）、これに違反した場合は違法価格となり（35条）、刑事処罰を受ける（38条）ことを定めていた。

1986年12月1日オルドナンス第86-1243号（Ordonnance n° 86-1243 du 1 décembre 1986 relative à la liberté des prix et de la concurrence、以下「価格競争令」という）は、現行競争法（現行商法典410-1条以下の規定が競争法にあたる）の礎となった法令である。価格競争令1条は、価格令を廃止すること、および財物、製品およびサービスの価格は競争の作用によって自由に決定されることを定めた。フランス法においては、自由競争原理は明文規定がないといわれるが、この規定は、フランスがそれまでの管理経済から自由競争の上に成り立つ市場経済に完全に移行したことを示すものである。

価格競争令1条の規定は、商法典410-2条1項に引き継がれた。同条項は、「法が別途定める場合を除き、1945年6月30日オルドナンス第45-1483号に基づく1987年1月1日より前の財物、製品およびサービスの価格は、競争の作用によって自由に決定されるものとする」と定め、価格決定自由の原則を明らかにしている。

### (2) 再販売価格維持行為の禁止

再販売価格維持行為の禁止については、価格令の時代から定めがある。価格令37条4号は、価格表・料金表または協定により、商品および役務の提供の最低価格を決定し、維持しまたは課した場合、これを違法価格行為とみなし、最低再販売価格を維持する協定を禁止していた。本規定は、インフレ防止を目的として導入されたものであった。

価格競争令による価格令廃止後も、再販売価格維持行為の禁止は、価格競争令に継承され、製品または物の再販売価格、サービス提供の価格または取引におけるマージンについ

<sup>3</sup> Avis n° 09-A-56 du 18 décembre 2009 relatif à une demande d'avis du ministre de la culture et de la communication portant sur le livre numérique（フランス競争当局2009年12月18日意見書09-A-56）

<sup>4</sup> 旧価格令および価格競争令については、奥島孝康著「フランス競争法の形成過程」成文堂（2001）に詳しい解説がある。

て、直接または間接に最低限のものを課した者には罰金刑が科せられた(価格競争令 34 条)。

再販売価格維持行為に対する刑事罰は、現行の商法典にもほぼそのまま継承されている。商法典 442-5 条は、「製品もしくは財物の再販売価格、役務の提供価格または取引マージンについて、直接または間接に、最低のものを強制したときは、1 万 5000 ユーロの罰金に処する」と定め、価格令および価格競争令と同様、再販売価格維持行為に罰金刑を科す。

### 3 カルテルの禁止

#### (1) 垂直カルテルの禁止

価格令の下においても、自由競争の維持を前提とした規定が存在した。つまり、協定(カルテル) および支配的地位の濫用の禁止を定めた規定(価格令 50 条)である。価格令 50 条 1 項 1 号は、再販売価格の低下を阻止する協定で、競争を阻害する目的効果を有する行為を、価格令 51 条の適用除外に該当しない限り、カルテルとして明示的に禁止した。つまり、フランスにおいては、伝統的に、水平カルテルのみならず、垂直カルテルも禁止されていた。

価格令廃止後、本規定は、価格競争令 7 条に引き継がれる。同条は、特に価格を人為的に引き上げまたは引き下げることにより、市場の自由な機能に基づく価格決定を妨害する共同行為であって、競争を阻害する目的効果を有する行為を、カルテルとして禁止した。

商法典 420-1 条 1 項<sup>5</sup>は、価格競争令 7 条を引き継ぎ、価格競争令と同様、市場原理による価格決定を妨害する協定であって、競争を阻害する目的効果を有する行為を、カルテルとして禁止する。

#### (2) 適用除外

価格令 51 条は、協定行為(カルテル) および市場支配的地位の濫用に対し、1 号で、法令による適用除外を、2 号で政策上の適用除外を定めていた。例えば、知的財産権は前者の適用除外に該当する。後者は、当事者が、経済成長効果を証明できる場合である。この適用除外は、価格競争令 10 条に継承され、現在、商法典 420-4 条 1 号<sup>6</sup>に引き継がれている。

### 4 書籍価格法の位置づけ

#### (1) 書籍価格法の概略

<sup>5</sup> 「共同行為、慣習、明示または黙示の協定または団結であって、特に以下の各号に掲げる行為を目的とするものは、それが市場における競争の作用を妨げ、制限し、もしくは歪めることを目的とし、またはかかる効果を持ちうる場合には、フランス国外に設立されたグループ会社を直接または間接的に介する場合であってもこれを禁止する。2. 価格を人為的に引き上げまたは引き下げることにより市場の自由な作用に基づく価格決定を妨害すること。(1 号、3 号および 4 号省略)」

<sup>6</sup> 「以下に掲げる行為については、第 420-1 条および第 420-2 条の規定の適用を除外する。1. 法律またはその適用のために定められた政令に基づく行為 (2 号省略)」

フランスでは、1979年まで、出版者が推奨価格を設定し、小売業者は、一般に、推奨価格で書籍を販売していた。推奨なので、小売業者は、推奨価格を下回る販売も上回る販売も可能であった。しかし、同年2月23日のアレテ（arrêté Monory）により、推奨価格制度はなくなり、小売業者が書籍の販売価格を自由に決定できるようになった。

書籍価格法は、自由価格制を覆して、一転、出版者による小売価格拘束制度を採用した。同法によれば、書籍を輸入または発行する者は、その小売定価を定める義務を負う（1条1項）。小売業者は、出版者または輸入業者が定めた定価の95%～100%の範囲内の価格で、その書籍を販売しなければならない（同条4項）。逆にいえば、小売業者は定価の5%の範囲内での値引きが可能である。したがって、フランス国内の消費者は、小売りされる書籍をほぼ均一の価格で入手することができる。この原則は、一定の範囲で緩和されている。まず、小売業者において、在庫を処理する場合である。すなわち、2年以上前に発行または輸入され、その最後の供給が6ヶ月以上前に遡る書籍については、定価を下回る価格で販売することができる（5条）。そのほか、図書館や研究機関など所定の団体に対する販売については、定価の9%までの割引が認められている（3条1項）。また、学校などへの教科書の販売価格は自由に定められる（3条3項）。さらに、仲介業者による頒布、定期購読または通信販売の目的で、初版の販売から9ヶ月後に書籍を発行する場合も、値下げすることができる（4条）。

## （2）競争法との適合性

出版者による書籍の小売価格拘束は、競争の作用による価格決定のメカニズムから書籍を除外するものであり、一見、価格自由の原則と自由競争の原則に反する。しかし、フランスにおいて、書籍価格法は、価格令時代の法令による適用除外（51条1号）に該当し、再販売価格維持行為として刑事処罰の対象にならない。書籍価格法は、価格令廃止後も適用除外に該当すると判断され、現在に至っている。

再販売価格維持行為に対する厳格な取締りにもかかわらず、書籍価格法が制定され、法令による適用除外として認められた理由は、次のような立法目的による。すなわち、①国内ではどこでも同じ価格で書籍を入手できるという書籍の前の平等、②書店による販売網の豊富さの維持、③創作および出版における多様性の下支えである。このような立法目的により、再販売価格維持行為の禁止にもかかわらず、書籍価格法は法令による適用除外として扱われてきたと考えられる。

なお、紙媒体の書籍の価格拘束について、欧州域内において調和は見られない。例えば、ドイツ・フランスでは、紙媒体の書籍に対する価格拘束制を採用しているのに対して、英国・アイルランド・デンマークなどでは、自由価格制を採用している。フランスでは、紙媒体の書籍の価格拘束について、書籍販売網を維持するとか、出版文化の多様性にとって好ましいという積極的評価がされている。

しかし、書籍の自由価格制を採用する国においても、自由価格性について積極的評価が

されている。そのためか、欧州連合（EU）では、書籍の価格拘束システムに関する欧州議会および欧州評議会指令の導入を試みたことがあったが、不首尾に終わっている。なお、欧州司法裁判所において、書籍に対する価格拘束がローマ条約に抵触するかどうかの問題となったこともあったが、書籍価格法は維持されたままである<sup>7</sup>。

## 5 電子書籍価格法の導入

### (1) 電子書籍価格法の目的

まず、書籍価格法の立法目的が電子書籍についても該当し、電子書籍価格法も商法典420-4条1号に定める法令による適用除外となりうるかが問題となる。紙媒体の書籍については、国内どこでも同じ価格で書籍を入手できるという書籍の前の平等が目的の一つとされた。これは電子書籍についても当てはまり、領土内のどこでもオンライン販売のプラットフォームにアクセスできるようアクセスを確保することが必要であるとされる。単一価格である必要性について、文化通信省は、単一価格システムは、購入者が価格を比べて購入しなくてすむため、購入を促進するという。これに対し、書店による販売網の豊富さの維持という目的は、オンラインにおける電子書籍の提供可能性とは関係なく、価格拘束の必要性を論じるにあたって問題にならない。さらに、同省は、価格競争が行われることになれば、回転の良い書籍や採算性の良い書籍ばかりが販売されるようになり、書籍の多様性が減少することになるという。これは、経済力と技術においてより強者の立場にある者が、市場において価格を決定することに由来するという。そこで、文化多様性を維持するために、少数の経済主体による市場支配を避ける必要があると主張する。

また、電子書籍には、電子書籍市場固有の問題もある。第1に、紙媒体の書籍市場との関係である。特に、文化通信省は、電子書籍が紙媒体の書籍の市場を荒らし、これに取って代わるのではないかという危惧を有し、現在の紙媒体の書籍に関与する経済主体が電子書籍市場においても立ち位置を確保できるようにすることが必要であるという。第2に、有力なプラットフォームの台頭である。少数のプラットフォームが力を持ち、端末に互換性のないことによる販売系列が形成されれば、小売価格の決定権は小売業者側に移り、出版者の交渉力は減少する。たとえば、プラットフォームの検索結果からある出版者のコンテンツが外されたりすることを避けようと思えば、出版者はプラットフォームのいうことを聞かざるを得なくなる。また、プラットフォームでは、ベストセラーのように、売れるコンテンツのみがプロモートされるおそれがあり、文化多様性が失われるおそれがあるといわれている。

<sup>7</sup> Arrêt du 10 janvier 1985, Association des Centres distributeurs E. Leclerc et autres contre SARL « Au blé vert » et autres ; affaire 229/83.

Arrêt du 23 octobre 1986, affaire 355/85

Arrêt du 9 avril 1987, affaire 160/86

Arrêt 14 juillet 1988, affaire 254/87.

Arrêt du 3 octobre 2000, Echirolles Distribution SA contre Association du Dauphiné, affaire C-9/99.

このように、書籍価格法の目的は、そのまま電子書籍価格法にあてはめることはできない。

## (2) フランス競争当局の見解

フランス競争当局は、書籍価格法の目的をそのまま電子書籍価格法に移行できないと考えていることはもちろん、文化通信省が主張する理由にも疑問を呈する。

特に、文化多様性の点に関して、電子書籍は、紙媒体よりも費用が少なく済むことや検索が容易であることから、ロングテール戦略やニッチなマーケットにとってはむしろ好ましく、電子化により出版の多様性を確保できるというのが競争当局の意見である。しかし、競争当局は、電子書籍市場が文化多様性の維持に資するという見方を示しながらも、出版多様性の維持という目的において、少数のプラットフォームにより市場が先買いされるリスクの制限を指向することは正当化されるという。ただし、電子書籍市場は、紙媒体の書籍の成熟した市場と異なり、いまだ成長過程にある市場であるから、厳しい規制を課すことは、他国と比較して、フランスの電子書籍市場の発展を阻害する危険があるという。結論として、競争当局は、電子書籍の価格を出版者が決めるシステムと小売業者が決めるシステムとが併存する観察期間を設けた方が望ましく、そのなかで競争法との適合性を評価すべきであると考えている。

競争当局の見解は歯切れが悪いものの、価格拘束は、競争原理に対する特に重大な阻害となるので、委託契約ないし代理店関係の枠内においてしか実行できないと判断する。委託契約ないし代理店関係において、委託者である出版者または仲介者が販売戦略を決め、小売業者が出版者または仲介者の計算で行動することのであれば、価格拘束の問題はクリアできる。

## 6 EU 法上の問題

EU 加盟国には、EU 法の優越原則があり、構成国は、企業の反競争的行為の効果を助長するような措置により、欧州競争法の効果を奪うことはできない。電子書籍価格法が、一見、商法典 420-4 条 1 項 1 号の法令による適用除外規定に該当したとしても、欧州連合の運営方法に関する条約（以下「欧州連合運営条約」という）に反する場合、適用除外にはならない。

### (1) 欧州競争法

フランス競争法と欧州競争法<sup>8</sup>は、ほぼ同じ構造をもつ。欧州連合運営条約 101 条（欧州経済共同体設立条約 86 条、欧州共同体設立条約 81 条）1 項<sup>9</sup>は、競争制限的なカルテルを

<sup>8</sup> 村上政博著「EC 競争法（EC 独占禁止法）第 2 版」弘文堂(2001)を参照した。

<sup>9</sup> 「加盟国間の貿易を害するのに適し、域内市場内部の競争の妨害、制限もしくは歪曲を目的としたまたはこれらを引き起こす、企業間の協定、企業連合体の決定および協調行為の一切は、域内市場に適合せず、禁止される。特に以下の事項は、禁止される。(a)購入価格もしくは販売価格またはその他の取引条件の直接的または間接的な決定。(b)以下、省略」

禁止し、価格カルテルについては明示的に禁止する。同 101 条 3 項<sup>10</sup>は、競争促進的効果がある場合の適用除外を定める。

欧州連合運営条約 101 条に関して、垂直合意と協定行為に対する条約 81 条 3 項<sup>11</sup>の適用に関する 1999 年 12 月 22 日の委員会規則<sup>12</sup>2720/1999 号 4 条<sup>13</sup>は、「2 条<sup>14</sup>に定める適用除外は、直接または間接に、複数当事者が支配する他の要因と組合わさって、またはそれ自体で、次の目的を有する垂直合意には適用されない。a) 販売価格を決定する買主の権能の制限。当事者の一方の圧力または誘導によって、価格販売が固定または最低販売価格にならないことを条件として、提供者は、最高販売価格または販売価格を推奨することができる。b) 買主が契約の商品または役務を販売するテリトリーまたは顧客を制限すること。ただし、以下の場合を除く。(以下、省略)」と定める。このように、販売価格を決定する買主の権能を制限する垂直合意は、原則として、欧州連合運営条約 101 条 3 項に定める適用除外規定の恩恵を受けない。

欧州委員会は、フランスの電子書籍価格法について、垂直制限として価格競争を制限する目的を有し、適用除外に該当する可能性は極めて乏しく、欧州連合運営条約 101 条に違反するおそれがあると指摘する。また、フランスの出版者が、フランス国外の小売業者に電子書籍を卸す場合、価格拘束を維持するためテリトリー制限条項や顧客制限条項を契約に盛り込むことになるが、EU 域内の小売業者との契約にこのような条項を導入することは、垂直合意に関する 1999 年 EU 規則 4 条 b) の制限になると指摘する。

## (2) その他の問題

電子書籍の場合、他の構成国の小売業者が複数国に提供する中で、電子書籍の小売価格

小林勝訳「リスボン条約」御茶ノ水書房

<sup>10</sup> 「第 1 項の規定は、以下のものには適用できないと宣言することができる。—企業間の協定または一連の協定、—企業連合体の決定または一連の決定、—協調行為または一連の協調行為であって、消費者にも、生じる利益の恩恵に相応に与らせつつ、商品の生産もしくは配分の改善または技術進歩または経営的進歩の促進に資するものであり、参加企業に、(a)これらの目的の実現に不可欠とはいえない制限を課さず、または、(b)当該商品の相当な部分において競争を排除する可能性を残していないものである」小林勝訳「リスボン条約」御茶ノ水書房 (2009)

<sup>11</sup> 欧州連合運営条約 101 条 3 項

<sup>12</sup> COMMISSION REGULATION (EC) No 2790/1999 of 22 December 1999 on the application of Article 81(3) of the Treaty to categories of vertical agreements and concerted practices

<sup>13</sup> The exemption provided for in Article 2 shall not apply to vertical agreements which, directly or indirectly, in isolation or in combination with other factors under the control of the parties, have as their object:

(a) the restriction of the buyer's ability to determine its sale price, without prejudice to the possibility of the supplier's imposing a maximum sale price or recommending a sale price, provided that they do not amount to a fixed or minimum sale price as a result of pressure from, or incentives offered by, any of the parties;

<sup>14</sup> 81 条 3 項に基づく適用除外がありうる旨の規定である。

を拘束する加盟国の国内法が適用されるとすれば、その法は構成国間の取引に著しい影響を及ぼす。

そのため、欧州委員会は、競争法上の問題のほか、電子書籍価格法は、欧州連合運営条約 49 条<sup>15</sup>が定める設立の自由および 56 条<sup>16</sup>が定めるサービス提供の自由に対する制限的効果があり、これらに抵触する可能性があるとして指摘する。さらに、欧州委員会は、電子商取引指令 2000/31/EC<sup>17</sup>の 3 条 2 項<sup>18</sup>に抵触することを指摘する。加えて、文化多様性という目的は、設立の自由およびサービス提供の自由に対する制限を正当化する可能性があるとしても、これらの制限は、文化多様性の目的を達成するために適切であるようには考えられず、その目的達成のために均衡も取れていないと指摘する。

## 7 私見

### (1) フランスの電子書籍価格法について

電子書籍価格法の目的およびその存在意義について、疑問を感じる。電子書籍市場が紙媒体の書籍の市場を駆逐する可能性があるという議論については、自由競争を曲げて価格拘束を行うことにより新たなサービスの登場に制約を課し、時代の流れを食い止めることのほうが、むしろ経済的に不健全であるように思われる。その中で、市場先行者が現れても、市場支配的地位の濫用に該当しない限り、競争法上問題はない。領土内どこでも同じ価格で書籍が入手できるという点については、そのプラットフォームを利用する者が平等の条件で電子書籍を入手できるのであれば十分であり、プラットフォーム全部が同じ価格で書籍を提供する必要はない。むしろ、プラットフォーム間の価格競争があったほうが経済的には健全である。文化的多様性を維持するという点に関しても、電子書籍と紙媒体の書籍の住み分けは可能であり、一部有力なプラットフォームがベストセラーしか販売しなかったとしても、それによって他の文化財が駆逐されるとはいえない。端的に、フランスは、他国を出自とするプラットフォームの台頭を自国の市場荒らしと捉えたのではないか。

電子書籍の販売価格を拘束するにしても、プラットフォームが出版者の受託者ないし代理店として出版者の設定した価格で販売するのであれば、競争当局が指摘するように、垂直カルテルの問題にはならないと考えられる。また、そもそも電子書籍価格法は、印刷される電子書籍を前提としているため、今後、電子書籍に動画コンテンツなどが盛り込ま

<sup>15</sup> 「加盟国の国籍を有する者の他の加盟国領土における事業所設立の自由の制限は、以下の規定に則して禁止される。(以下、省略)」小林勝訳「リスボン条約」御茶ノ水書房

<sup>16</sup> 「サービス受給者の属する加盟国とは別の加盟国に定住している加盟国国民に対して、連合内でサービスの自由移動を制限することは、以下の規定に則して禁止される。(以下、省略)」同上

<sup>17</sup> Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market ('Directive on electronic commerce')

<sup>18</sup> 電子商取引指令 3 条 2 項「構成国は、所在地から生じる理由により、他の構成国から提供される情報社会サービスの自由移動を制限することはできない」



れるようになれば、すぐに時代遅れになる可能性もある。

## (2) 日本法について

日本の場合、原則として、再販売価格維持行為は違法であるが（独占禁止法 2 条 9 項 4 号、19 条）、公正取引委員会が指定する商品（指定再販）と著作物（公取委の指定を要件としない法定再販）は適法とされる。なお、指定再販は、段階的に取り消され、現在は指定されていない。従って、残るは著作物だけであるが、著作権法上の著作物と独禁法上の著作物とは、同じではない。独禁法上の適用除外の対象となる著作物は、書籍、雑誌、新聞、レコード、音楽テープ、音楽 CD の 6 品目であり、コンピュータプログラムやデータベース、映像媒体の DVD などは含まれない。

書籍について再販売価格維持行為が適法とされる理由は、文化の維持や書籍への平等アクセスの維持であるといわれている。しかし、これはあまり説得力のある理由とは思えない。日本における書籍の流通形態には、売切りと委託販売があるが、売切りでも事実上返品が認められる場合もある。委託販売であれば、値下げされず売れ残るリスクは、その価格で販売することを委託した出版者が負担するので、そもそも再販売価格の維持行為に該当しない取引形態であるともいえる<sup>19</sup>。電子書籍に関しても、出版者が販売リスクを負う形で、プラットフォームがライセンスを受託しまたは代理店として行動するのであれば、出版者の定めた価格で販売することについて、法的にはさほど問題はない。問題は、我が国において電子書籍を扱う国産のプラットフォームがあまり成功していない点にあるように思われる。

以上

---

<sup>19</sup> 公正取引委員会「流通・取引慣行に関する独占禁止法の考え方」